

2021（令和3）年度第3回（通算第50回）理事会（通常）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2021年9月6日（月） 18時～20時15分

2. 場 所：Zoomにより実施

3. 出席者：

理事 19名中、19名

以下の出席者がWEBシステム ZOOMにより参加した

- （代表理事）兼原敦子
- （理事）明石欽司
- （理事）新井京
- （理事）石田淳
- （理事）植木俊哉
- （理事）大平真嗣
- （理事）小畑郁
- （理事）玉田大
- （理事）都留康子
- （理事）寺谷広司
- （理事）西谷祐子
- （理事）塚原（西村）弓
- （理事）瀨本正太郎
- （理事）早川眞一郎
- （理事）古谷修一
- （理事）森肇志
- （理事）森川幸一
- （理事）森田章夫
- （理事）山田哲也
- （監事）真山全
- （事務局）北村朋史、藤澤巖

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 評議員・理事の交代に伴う登記に関する件
- 2 2020年度公益支出計画実施報告書の修正完了に関する件
- 3 意向投票の実施状況に関する件
- 4 アジアカップ2021の開催に関する件
- 5 2021年度研究大会特設ページへの出版社リンク設定に関する件

2) 議決事項

- 第1号議案 委員会委員の交代に関する件
- 第2号議案 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第124年次）に関する件
- 第3号議案 2022年度（第125年次）研究大会に関する件
 - （1）研究大会プログラム
 - （2）WGの今後のあり方
- 第4号議案 国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況に関する件
- 第5号議案 第8回小田滋賞の表彰式に関する件

- 第6号議案 第9回小田滋賞に関する件
- 第7号議案 四学会国際会議に関する件
- 第8号議案 アメリカ国際法学会研究大会(2022年)でのパネル設置に関する件
- 第9号議案 ニュースレターの発信に関する件
- 第10号議案 新入会員の承認に関する件
- 第11号議案 その他

(1) 会員総会における報告事項と報告者に関する件

5 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く18名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数(10名)が出席していることが確認された。つづけて、前回2021(令和3)年度第2回(通算第49回)理事会(臨時)の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 評議員・理事の交代に伴う登記に関する件

古谷事務局長より以下の報告がなされた。国際法学会においては、慣例上、外務省国際法局長を ex officio で評議員に、国際法課長を同様に理事に選任している。今夏の人事異動により、国際法局長が岡野正敬氏から鯉博行氏に、また国際法課長が濱本幸也氏から大平真嗣氏に交代したことを受け、定款23条に従い、2021(令和3)年度第2回(通算第27回)評議員会(臨時)を電磁式で開催し、7月25日に評議員として鯉博行氏を、理事として大平真嗣氏を当てることを決定した。定款14条5項および同28条4項によれば、評議員および理事に異動があったときは2週間以内に登記する必要があるため、司法書士事務所を通じて登記申請を行い、8月17日に登記完了との連絡を受けたが、登記簿謄本に記載される登記日は申請を行った7月28日であり定款が求める2週間以内となる。また、新任者の就任はいずれも前任者の補欠となり、定款16条2項、同31条3項により、任期は前任者の残任期間と同一となる。

つづいて、新たに理事に就任した大平真嗣国際法課長より、就任の挨拶がなされた。

2 2020年度公益支出計画実施報告書の修正完了に関する件

古谷事務局長より以下の報告がなされた。6月21日に内閣府に提出した2020年度公益目的の支出計画実施報告書について、4700万円あまりの残額があるなかで「公益目的支出計画の実施期間に関しては影響はないと考える」と記載したのは適当ではなく、現状に関する説明と今後の対応策を記載するよう、内閣府担当官より修正要請があった。これを受けて、弁護士と協議しつつ内閣府担当官との間で何度かのやり取りを行った結果、7月16日に修正を加えた実施報告書が受理された。また修正が受理された段階でただちに監事に報告し説明を行った。

あわせて、古谷事務局長より、同時並行で進めている公益目的支出計画の完了期限の変更に関する申請についても、事前相談のための資料を7月23日に内閣府担当官に提出したところ、その後9月1日には内閣府担当官から再度連絡があり、さらに要請された書類の準備を進めていることが報告されるとともに、正式な期限延長の申請に際しては、延長された期限を明記した申請内容を承認する理事会および評議員会の議決が必要になるため、改めて今年中に理事会を開催する可能性が高い点をお含みおきいただくよう、理事・監事に依頼がなされた。

3 意向投票の実施状況に関する件

古谷事務局長より、8月1日から9月15日の期間における次期理事の選任に関する郵便投票による意見聴取に関し、9月6日現在届いているものが126通であり、会員総会でも投票を呼びかける予定であることが報告されるとともに、理事・監事に投票呼びかけの依頼がなされた。あわせて、意見聴取委員会による開票は9月21日13時より早稲田大学で行われることが報告された。

4 アジアカップ 2021 の開催に関する件

都留若手研究者育成委員会委員長より、アジアカップ 2021 が 10 カ国 31 チームの参加のもとオンラインで開催され、8月18日の決勝の結果、シンガポールのチームが1位、インドネシアのチームが2位となったことが報告された。あわせて、オンライン実施で特段の問題は発生せず、またおよそ100名の傍聴者の参加も得ることができ、今後にとって有意義な大会であった旨の認識が示されるとともに、大会関係者に謝意が示された。

5 2021 年度研究大会特設ページへの出版社リンク設定に関する件

古谷事務局長より、以下の説明がなされた。オンライン開催となった本年度の研究大会について、いくつかの出版社から学会 HP 上でカタログへのリンクを貼ることはできないかとの打診があった。事務局としては、学会が営利事業に協力することは適当でないが、他方で国際関係法に関連する書籍等の紹介は会員の研究活動に資するものであり、従来の出店もそうした趣旨から認められてきた経緯を勘案し、研究大会 WG とも協議のうえ、過去3年間に出版実績のある出版社に対して希望があれば大会特設ページにカタログを掲載する旨連絡し、希望があった9社のカタログを大会特設ページに掲載した。なお、例年は出店料を徴収しているが、今回はオンラインということもありカタログ掲載は無料とした。また、同様に会員の研究活動、とりわけ研究成果の出版という観点から、セッションおよび懇親会への参加を認めた。

2) 議決事項

第1号議案 委員会委員の交代に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、国際法学会では、慣例上、外務省の国際課長を研究企画委員会委員に、条約課長を雑誌編集委員会委員に、国際法課首席事務官をエキスパート・コメント委員会委員に、それぞれ ex officio で任命しているところ、今般の外務省における人事異動により国際法課長、条約課長および国際法課首席事務官が交代したことを受け、濱本幸也氏に代えて大平真嗣国際法課長を研究企画委員会委員に、深堀亮氏に代えて菅原清行条約課長を雑誌編集委員会委員に、錦織有史氏に代えて金子弘征国際法課首席事務官をエキスパート・コメント委員会委員に、それぞれ任命することが提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

- ・大平真嗣国際法課長を研究企画委員会委員に任命する。
- ・菅原清行条約課長を雑誌編集委員会委員に任命する。
- ・金子弘征国際法課首席事務官をエキスパート・コメント委員会委員に任命する。

第2号議案 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第124年次）に関する件

小畑研究大会実施 WG 主査より、資料に基づき、2021 年度研究大会のオンラインによる実施について説明がなされた。あわせて兼原代表理事より、第1日目の第1セッションには241名の参加があり特段の問題なく進捗したことが報告されるとともに、体調不良による報告者の辞退に関し、本件は対面会合であれば研究企画委員会で処理する事項であるが、今大会はオンライン開催であり複数の委員会が密接に関わるので、研究企画委員会、大会

運営委員会、HP 委員会と協議の上、代表理事において対応方針を決定し、各委員会の所掌において実施するとしたことが報告された。これに関連して、小畑研究大会実施 WG 主査より、辞退が生じた分科会の冒頭において改めて参加者に対応を周知する旨の補足説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 一般財団法人国際法学会年次研究大会（第 124 年次）のオンラインによる実施につき、原案の通り承認する。

第 3 号議案 2022 年度（第 125 年次）研究大会に関する件

（1）研究大会プログラム

小畑研究企画委員会委員長より、資料に基づき、①共通テーマおよび②小田レクチャー・セッションを 2 日目午前に設けることを含め、「国際法学会 2022 年度研究大会の枠組み（案）」の提案がなされた。まず、2022 年 7 月には現研究企画委員会の任期は終了し次期研究企画委員会が発足するが、慣例上 2022 年度研究大会も現研究企画委員会が実施を担当することにつき、理事・監事の認識の一致が再確認された。

②の小田レクチャーの実施に関し、理事より、すでに理事会で決定されているトゥヴナン教授の日本への招聘の実施が来年度になる場合には、これに加えて小田レクチャーを実施すると来年度の財政負担が増大すること、公益目的支出計画の実施の観点からは、一年に集中せずに毎年度平準的な予算執行が望ましいこと、また、新型コロナウイルスの状況によっては 2022 年度大会もオンライン実施となる可能性があること、事業計画書上問題がないか考える必要があること、などの考慮事項の指摘がなされた。引き続き議論においては、公益目的支出計画は予定年限に完了する必要があるがトゥヴナン教授の招聘と重なっても財政的には小田レクチャーの実施は可能であること、次年度の事業計画への記載は可能であることが確認され、また英語による報告の機会を増やすという意味ではオンラインであっても実施する意義がある旨の発言が理事よりなされた。以上を踏まえて、兼原代表理事より、2022 年度大会において小田レクチャーを実施する旨の議論の取りまとめがなされた。

①の共通テーマに関し、理事による検討の結果、小畑研究企画委員会委員長より、「空間的秩序への挑戦の意義と限界」が修正案として提案された。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 共通テーマを「空間的秩序への挑戦の意義と限界」に修正のうえ、小田レクチャーの実施を含め「国際法学会 2022 年度研究大会の枠組み（案）」を承認する。

（2）WG の今後のあり方

兼原代表理事より、まず、9 月 9 日をもって任務を完了する研究大会実施 WG のこれまでの働きに対し謝意が示された。つづけて、兼原代表理事より以下の提案がなされた。2022 年次大会に関し、コロナ禍の状況に照らすと完全に対面会合で実施できるとは限らず、また、2022 年の 7 月ごろの次期体制発足後に議論を始めるのでは遅きに失するおそれがあるので、コロナ禍についての情勢判断、それに対応した大会開催態様の検討、および研究企画内容とのすり合わせなどのために、次の措置を導入する。研究企画委員会、大会運営委員会および事務局は、それぞれの所掌で作業を継続するが、それに加えて、これらの合同委員会を開催することとする。合同委員会の開催の詳細（タイミングや検討事項など）については両委員会の委員長および事務局長との協議のうえ代表理事において決定する。あわせて、兼原代表理事より、合同委員会での検討状況については適宜理事会に報告し審議

をお願いする旨の補足がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022年次大会に関し、研究企画委員会、大会運営委員会および事務局の合同委員会を開催することとし、合同委員会の開催の詳細については両委員会の委員長および事務局長との協議のうえ代表理事において決定することとする。

第4号議案 国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況に関する件

瀧本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況について説明がなされ、あわせて第120巻第1・2号合併号掲載論文のうちWeb公開予定の論文について報告がなされた。

【議決事項】 なし

第5号議案 第8回小田滋賞の表彰式に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、第8回小田滋賞の表彰式の実施態様につき提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第8回小田滋賞の表彰式の実施態様につき、原案の通り承認する。

第6号議案 第9回小田滋賞に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、第9回小田滋賞に関し、資料に基づき説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第9回小田滋賞につき、原案の通り承認する。

第7号議案 四学会国際会議に関する件

明石国際交流委員会委員長より、四学会国際会議に関し、2022年8月にバークレーで開催の予定で準備中であるが、米国側から、報告予定者の負担等に鑑み、新型コロナウイルスに係る諸事情により実会合が難しい場合には一部または全部をオンラインにより開催する旨の提案があり、日本側として米国側の提案に沿って回答することが提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022年8月開催予定の四学会国際会議に関し、新型コロナウイルスに係る諸事情により実会合が難しい場合には一部または全部をオンラインにより開催する方向で米国側に回答する。

第8号議案 アメリカ国際法学会研究大会(2022年)でのパネル設置に関する件

明石国際交流委員会委員長より、アメリカ国際法学会研究大会(2022年)でのパネル設置に関し、2022年4月6日午後にセッションを設ける予定であり、1セッション60分で統一するという米側の意向との関係で、セッション時間を60分とするか90分とするか検討中であるとの説明がなされた。つづいて、兼原代表理事より、ASIL研究大会におけるパネル

設置に関する WG（「ASIL パネル WG」）の設置に関し、以下の提案がなされた。本件は国際法学会にとって初めての試みであり、作業量の多さや負担が重いことに鑑みて、国際交流委員会に加えて WG を設置し、一方で、国際交流委員会が ASIL との交渉や協議を進めるとともに、他方で、WG はいわばパネルの「研究企画委員会」としてテーマや人選、パネル構成等を検討することとしたい。WG の構成については、両者の作業の円滑な統合のために WG の主査は明石国際交流委員会委員長が就任し、国際交流委員会より幹事の洪会員、研究企画委員会より幹事の前田会員、横溝会員、アウトリーチ委員会より新井委員長、そして、事務局よりは古谷事務局長と北村事務局員の参加を得ることとし、ただし事務局の作業負担に鑑み、事務局からの 2 名はいわば「ダブルアカウント」としてひとつのアカウントを 2 名で担当することとしたい。あわせて、兼原代表理事より、「ASIL パネル WG」を含む WG の設置には、それら WG の構成員となることを通じて会員の帰属意識を強めるとともに、学会の活動を多様化することで会員の学会への関心を強めてもらうという点で、一般財団法人化以降の歴代代表理事により追及されてきた方針「会員の学会への帰属意識を維持し強める」にも適う意義がある旨の認識が示された。あわせて、国際法学会の諸活動の一体性を確保する学会運営につき理事・監事の理解と協力の依頼がなされた。

さらに、兼原代表理事より、国際交流委員会と WG との協働による今後の作業の進め方について、以下の提案がなされた。本件は、ASIL という相手があつての事業であり、ASIL との折衝や協議により、9 月から準備を行い 2022 年 4 月 6 日にパネル開催となるので、迅速な作業が必要となる。そこで、理事会開催のタイミングでは間に合わない場合には、ASIL との折衝や協議を踏まえたしかるべき計画の実施に係る決定につき、代表理事、国際交流委員会委員長兼 WG 主査の明石理事、および事務局長への一任をお認めいただきたい。WG の活動への理事会の意見や了承は極めて重要であり、WG の検討状況や決定につき、直近の理事会に諮ることはもちろんである。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 ASIL 研究大会におけるパネル設置に関する WG の設置につき原案の通り承認するとともに、理事会開催のタイミングとの関係で、要すれば、当該パネル設置の計画の実施に係る決定つき、代表理事、国際交流委員会委員長兼 WG 主査の明石理事、および事務局長に一任する。

第 9 号議案 ニューズレターの発信に関する件

塚原（西村）会員委員会委員長より、ニューズレター第 5 号の発信の計画につき説明がなされ、あわせて小田賞受賞者コメントに加えて各委員会において他に掲載すべき記事があれば提供するよう依頼がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 ニューズレターの発信につき原案の通り承認する。

第 10 号議案 新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、6 件の入会申請（一般会員 2 件、学生会員 4 件）について提案がなされた。あわせて、古谷事務局長より、深堀亮氏の一般会員としての入会申請に関し、以下の説明がなされた。深堀氏はすでに 2018 年の理事会において一般会員としての入会が承認されていたが、その際には同時に条約課長の資格で特別会員でもあったので、「入会申込承認は、条約課長を終わられたときに正会員としての身分を取得されることの事前の承認として扱い、条約課長を終えられた際に学会に残るのであれば一般会員となり、その際に学会から離れるという意味が表明されたら一般会員から離脱しての退会

となる」との了解があったことが確認された。したがって、深堀氏の今回の申請については新入会申込者リストからは削除する。ただし、従来特別会員としてカウントされており、一般会員としてはカウントされていなかったため、一般会員数が1名増えることに変更はない。これに関連して、兼原代表理事より、会員名簿等の会員情報の引継ぎに関し今後遺漏なきよう対処する旨の補足説明がなされた。また、古谷事務局長より、今回の研究大会はオンライン開催であることに鑑み、今回の入会申請者には、通常の登録により研究大会への参加を認める旨の連絡を行ったことが報告された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

特別会員新規登録＝2名

入会申請者＝6名（一般会員＝2名、学生会員＝4名）

退会希望会員＝2名

新入会員入会後の会員数

869名（一般会員783名、学生39名、名誉40名、特別4名、終身1名、維持2件）

第11号議案 その他

(1) 会員総会における報告事項と報告者に関する件

古谷事務局長より、会員総会における報告事項と報告者に関し、従来は理事会において登壇者を決定していたが、今年度はオンラインでの総会となり発言者をパネリストの地位で事前に業者に伝える必要があったため、兼原代表理事と相談のうえ事前に決定した旨の説明がなされた。

【議決事項】 なし

以上をもって議案の審議が終了したため、20時15分に本理事会を閉会した。

以上